

我孫子市内公園での撮影に関する注意・禁止事項

(注意事項)

- 一般利用者の公園利用が優先です。
- 条例などにより施設内で禁止されている事項は、撮影時でも禁止します。公園利用者や周辺地域に迷惑をかけることのないようにして下さい。
- 許可を受けた時間には準備・後片付け時間を含みますので、許可時間以外は公園を使用することはできません。
- 申請内容が公衆の公園利用に支障をおよぼし、地域環境にも影響を与えると認められた場合は、使用を許可しない場合があります。なお、申請時に、撮影内容の確認できる書類を必ず添付してください。
- 許可日当日は、必ず許可書を携帯してください。
- 公園管理上支障のある場合は、許可後でもこれを取り消す場合があります。
- 虚偽の申請や許可条件、注意事項が遵守されない場合は、当該許可を取り消し、次回以降の使用を許可しない場合があります。

(禁止事項)

- 公園の現状を変更すること。
- 公園利用者を排除、整理すること。
- 公園利用者の参加を目的としたコマーシャルやバラエティ番組などを撮影すること。
- 傷害、殺人、自殺（未遂シーンを含む）や鉄砲類、刀剣類などを用いた暴力シーンを撮影すること。
- 人工的に雨や雪、落ち葉を降らす撮影を行うこと。
- 裸体、下着姿、その他公序良俗に反する行為等の撮影を行うこと。
- 撮影のために、植え込みに立ち入ること。
- 大型発電機を持ち込むこと。
- ひとりで人力運搬できない機材（レール・タワー・クレーンなど）を持ち込むこと。
- 公園利用者、近隣住民に迷惑となるような大音量を出すこと。
- バット、ゴルフクラブ、釣竿など他の公園利用者の迷惑となる用品を持ち込むこと。
- アスファルト部分以外でスパイクシューズやハイヒールを使用すること。

以上